

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の圧縮記帳額	
圧縮記帳額	2,001百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	- 百万円)
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。	
劣後特約付借入金	29,000百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額	19,091百万円
12. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額	449百万円

#### (税効果会計関係)

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	9,658百万円
貸倒引当金	5,753百万円
有価証券償却	2,823百万円
減価償却費	320百万円
その他	3,848百万円
繰延税金資産小計	22,405百万円
評価性引当額	△ 2,889百万円
繰延税金資産合計	19,515百万円
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	△ 160,589百万円
その他	△ 46百万円
繰延税金負債合計	△ 160,635百万円
繰延税金負債の純額	△ 141,120百万円

##### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.9%
住民税均等割等	0.4%
評価性引当額の増減	△ 0.6%
その他	△ 0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.9%

#### (重要な後発事象)

当行は、平成29年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成19年2月7日)を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行います。

これにより、翌事業年度において、2,285百万円の特別利益が発生する見込みであります。

## 会計監査人の状況

### ●氏名又は名称(平成29年3月期)

有限責任監査法人トーマツ  
 指定有限責任社員 山口 弘志  
 指定有限責任社員 大竹 新